

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

---

行政をとりまく環境が急速に変化する中で、行政改革は、財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革、教育改革と並んで政府の「6つの改革」の一つに数えられる大きな課題となっている。このうち、新たな時代に対応できる簡素で効率的な行政を実現するための「中央省庁の再編」、国民の主体性が生かされる行政を実現するための「地方分権」や「規制緩和」、国民に開かれた信頼される行政を実現するための「情報公開」は、いずれも行政改革の重要な柱として位置づけられており、厚生省としても、積極的にその推進を図っていく必要がある。

「中央省庁の再編」「地方分権」「規制緩和」および「情報公開」の推進は、今後の厚生行政に新たな枠組みの構築を求めるものといえる。本章では、これらの諸課題に対する厚生行政としての取組みとその方向について概観する。

---

---

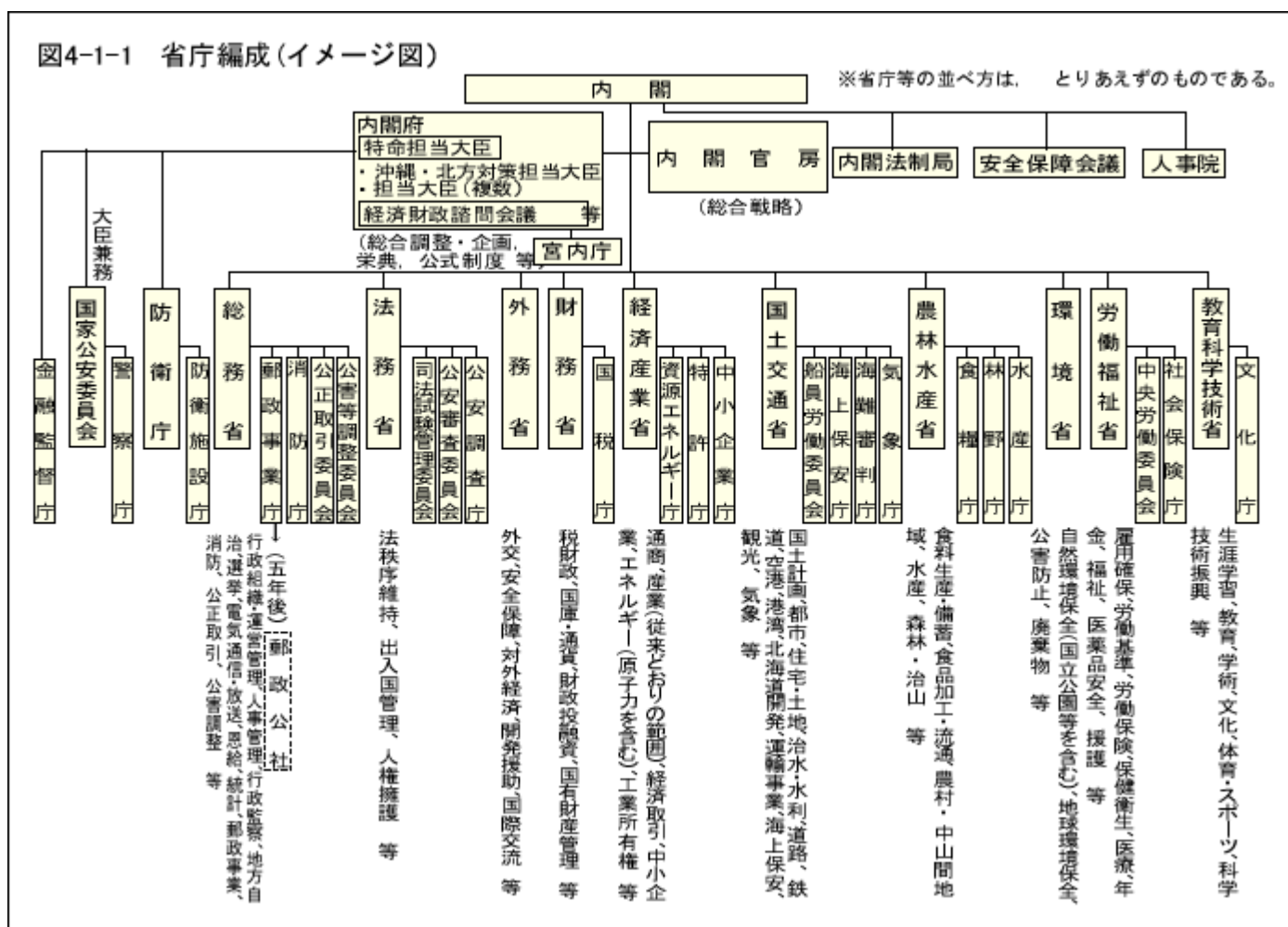
第1編

第2部 主な厚生行政の動き

第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

第1節 中央省庁の再編と厚生行政

図4-1-1 省庁編成(イメージ図)



## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

##### 第1節 中央省庁の再編と厚生行政

##### 1 中央省庁の再編に向けての動き

---

1996（平成8）年11月、内閣総理大臣を会長とし有識者等15人からなる「行政改革会議」が設置され、中央省庁の再編等について検討を行い、1997（平成9）年12月3日に最終報告が取りまとめられた。

報告書においては、国家機能を「国家の存続」「国富の確保・拡大」「国民生活の保障・向上」「教育や国民文化の継承・醸成」の4つに分類し、主要課題として、少子・高齢社会における国民生活・福祉の向上等を認識した上で、中央省庁を行政機能・目的別に編成することとされた。

この報告書を踏まえ、1998（平成10）年2月に、「中央省庁等改革基本法案」が第142回通常国会に提出され、5月12日に衆議院で可決された。

---

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

##### 第1節 中央省庁の再編と厚生行政

##### 2 中央省庁等改革基本法案と厚生行政

---

中央省庁等改革基本法案においては、1)国の行政が担うべき主要な任務を基軸として、一の省ができる限り総合性・包括性をもった行政機能を担うこと、2)基本的な政策目的又は価値体系の対立する行政機能はできる限り異なる省が担うこと、などを基本方針として省庁の再編の方針が示されており、厚生省と労働省が統合された新しい省については、主として以下のような編成方針が示されている。

- 社会保障制度の構造改革を推進すること。
- 少子・高齢化等の社会の変化および男女共同参画社会の形成に対応した労働施策と社会保障施策との統合および連携の強化を推進すること。
- 社会福祉・保健・雇用等における地域の役割について、その強化を図ること。
- 少子・高齢社会への総合的な対応について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

また、国の施設等機関については、国として必要なもの以外は、民間や地方公共団体への委譲又は廃止・統合を推進するとともに、その性格に応じて独立行政法人（公共的な事務・事業を行う独立の法人格を有する法人）への移行を検討するものとされた。これを踏まえ、国立病院および国立療養所については、その再編成を一層促進するとともに、政策医療を担っている国立病院・療養所間の緊密な連携を阻害しないように留意しつつ、高度かつ専門的な医療センター、ハンセン病療養所など特に必要のあるものを除き、独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うこととされた。

さらに、新たな省の名称については、法案の附則において、これを設置する法案の立案までの間に、その省が担う任務をより適切に表す名称となるよう検討を行い、それに基づき、基本法において規定するものと異なるものにするのを妨げないこととされた。

新体制へは遅くとも基本法の施行後5年以内に、できれば2001（平成13）年1月1日を目標に移行することとされている。

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

##### 第2節 地方分権と規制緩和

---

地方分権と規制緩和は、共に行政改革の重要な柱として位置づけられており、厚生省においても、積極的にその推進を図っている。これらは、地方公共団体の自主性や自立性を高め、国民の選択の幅を広げる一方で、その責任が一層求められることとなるものでもある。したがって、国や地方公共団体の職員、更には国民の一人一人が、それぞれの立場から、改革に向けた意識を高めることによって、適切に必要な改革を推進していくことが必要である。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

##### 第2節 地方分権と規制緩和

###### 1 地方分権の推進

(1)

#### 地方分権と厚生行政

国民の意識や価値観の多様化により、行政においても、全国的な行政サービス水準の確保を土台として、地域性豊かな展開が求められている。

厚生行政のうち、保健福祉サービスは、特に国民の生活に密着した分野であり、身近な主体によりきめ細かく提供される必要がある。その一方で、保健福祉サービスは、国民一人一人の生活のあらゆる局面で欠かすことのできないものであり、一定水準以上の専門的なサービスが全国を通じて確実に提供される必要がある。したがって、国民に最も身近な行政主体である市町村がその提供を担い、これを都道府県、国が有効に支える体制が構築されるよう、適切に地方分権の推進を図る必要がある。このため、厚生省は、1990（平成2）年6月のいわゆる福祉8法の改正や1994（平成6）年6月に成立した地域保健法により、在宅福祉サービスや母子保健サービスなどを市町村において一元的に提供されるようにするなど、早い段階から積極的に地方分権の推進に取り組んでいる（地域と地方分権の推進については、第1部第3章参照）。

(2)

#### 地方分権に関するこれまでの動きと今後の動向

1)

##### 地方分権推進委員会の勧告

我が国において地方分権の要請が高まる中、1995（平成7）年5月に地方分権推進法が制定され、同年7月に地方分権推進委員会が発足した。同委員会は、地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、4次にわたる勧告を行っている。

1996（平成8）年12月には、地方公共団体の長が国の指揮監督を受ける仕組みである機関委任事務制度の廃止とこれに伴う新たな事務区分（法定受託事務（仮称）と自治事務（仮称））などを勧告した（第1次勧告）。また、翌1997（平成9）年7月には、事務区分の整理、国が地方公共団体に対し、行政機関や

特別な資格を有する職員等の設置を義務づける必置規制の見直しや国庫補助負担金の整理合理化などについて(第2次勧告), 9月には地方事務官制度の見直しについて(第3次勧告), 更に10月には残された事務区分の整理, 国と地方との係争処理の仕組みや権限委譲などについて(第4次勧告), それぞれ勧告した。

これらの勧告の中で, 厚生行政に関しては, 機関委任事務のうち, 医療法人の認可や各種営業の許可等に関する事務や, 従来から団体(委任)事務である保健福祉サービスの提供に関する事務が自治事務(仮称)として整理された。一方, 生活保護や戦傷病者等の援護, 伝染病のまん延防止に関する事務等は, 法定受託事務(仮称)に整理されている。

### 表4-2-1 法定受託事務と自治事務

表4-2-1 法定受託事務と自治事務

<p>1. 法定受託事務と自治事務の定義(地方分権推進委員会第1次勧告)</p> <p>1) 法定受託事務: 事務の性質上, その実施が国の義務に属し国の行政機関が直接執行すべきではあるが, 国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から, 法律又はこれに基づく政令の規定により地方公共団体が受託して行うこととされる事務</p> <p>2) 自治事務: 地方公共団体の事務のうち, 法定受託事務を除いたもの</p> <p>2. 法定受託事務と自治事務の相違</p> <p>法定受託事務と自治事務の上記性質を踏まえ, 両者では, 国の関与, 条例制定権, 行政不服審査, 国家賠償責任等において相違している。</p>
---

### 表4-2-2 地方分権の動き

表4-2-2 地方分権の動き

平成7年 5月19日	地方分権推進法の公布
平成7年 7月 3日	地方分権推進法の施行と地方分権推進委員会の発足
平成8年 3月29日	地方分権推進委員会が中間報告を内閣総理大臣に提出
平成8年12月20日	地方分権推進委員会が第1次勧告を内閣総理大臣に提出 ・国と地方公共団体との対等な関係の構築 ・機関委任事務を廃止する方針の明示
平成9年 7月 8日	地方分権推進委員会が第2次勧告を内閣総理大臣に提出 ・機関委任事務廃止後の事務区分 ・必置規制, 補助金の見直し
平成9年 9月 2日	地方分権推進委員会が第3次勧告を内閣総理大臣に提出 ・地方事務官制度の廃止
平成9年10月 9日	地方分権推進委員会が第4次勧告を内閣総理大臣に提出 ・社会福祉, 国民健康保険, 廃棄物行政に係る事務区分 ・市町村への権限委譲
平成9年12月24日	自治省がいわゆる地方分権大綱の取りまとめ

2)

#### 今後の動向

政府は, 地方分権推進委員会の4次にわたる勧告を最大限尊重して地方分権推進計画を作成し, その具体化を図ることとしている。

厚生行政の分野においては, 2000(平成12)年度に導入予定の介護保険制度を始め, 今後とも地方公共

厚生白書(平成10年版)

団体が果たす役割は極めて重要である。このため、厚生省としても、世界でも類を見ない急速な少子・高齢化に対応できる行政体制を目指し、地方分権を引き続き積極的に推進し、地域の自主性を尊重した制度運営に努めていくこととしている。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*



## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

##### 第2節 地方分権と規制緩和

###### 2 規制緩和の推進

経済社会が国際化し、消費者重視の考え方が浸透する中で、規制緩和の推進や公的部門と民間部門の活動領域の見直しが行政改革の大きな課題となっている。また、規制緩和は経済対策としての効果も期待されるようになっている。

厚生行政においては、これまで医薬品や食品の分野を中心に規制緩和の推進が図られてきたところであるが、近年、高齢者福祉を始め福祉の分野においても、次第にこれを推進すべきとの考えが強くなっている。

政府全体の取組みとしては、1995(平成7)年4月から、行政改革委員会に設置された規制緩和小委員会において、規制緩和の推進についての検討が行われ、これまで3回にわたる意見が内閣総理大臣に提出されている。行政改革委員会は、1997(平成9)年12月にその設置期限を迎えたが、1998(平成10)年1月には、新たに政府の行政改革推進本部に規制緩和推進委員会が設置され、引き続き規制緩和の推進を図ることとしている。また、1998年3月、政府は、1998年度から2000(平成12)年度までに措置すべき事項を新たな規制緩和推進計画として決定した。このうち、厚生省関係では、人体に対する作用が比較的緩和な医薬品の一般小売店での販売解禁、企業年金等が運用委託先を変更する場合の証券現物による資産移管の解禁、高齢者介護に関する社会福祉事業への民間企業参入についての検討など、100項目以上が盛り込まれている。

厚生行政関係の規制は、そのほとんどが需給調整等を目的とするいわゆる経済的規制ではなく、国民の生命や健康を守るためのいわゆる社会的規制であるが、政府の活動が民間の自由な活動を不当に阻害することのないようにするという観点から、規制がその政策的目的に沿った最小限のものとなるよう、引き続き規制緩和の推進に積極的に取り組んでいくこととしている。

表4-2-3 規制緩和の動き

表4-2-3 規制緩和の動き

平成7年 3月31日	「規制緩和推進計画」の閣議決定 ・政府全体で1,091項目、厚生省関係では231項目
平成7年12月14日	行政改革委員会が「規制緩和の推進に関する意見(第1次)」を内閣総理大臣に提出
平成8年 3月29日	「規制緩和推進計画の改定について」の閣議決定 ・政府全体で1,797項目、厚生省関係では333項目
平成8年12月16日	行政改革委員会が「規制緩和の推進に関する意見(第2次)」を内閣総理大臣に提出
平成9年 3月28日	「規制緩和推進計画の再改定について」の閣議決定 ・政府全体で2,823項目、厚生省関係では497項目
平成9年11月18日	経済対策閣僚会議が「21世紀を切りぬく緊急経済対策」を決定(民間企業による介護・保育ビジネス参入など、規制事項も盛り込まれる。)
平成9年12月12日	行政改革委員会が「最終意見」を内閣総理大臣に提出 ・医療の情報整備、医療関係資格制度のあり方、企業による特別養護老人ホームの経営、社会福祉士・介護福祉士の受験資格要件の緩和など
平成10年1月26日	政府・行政改革推進本部の下に規制緩和委員会を設置
平成10年3月31日	新たな規制緩和推進三か年計画について閣議決定 ・厚生省関係は123項目

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

##### 第3節 情報公開の推進

##### 1 情報公開に向けての動き

---

行政機関の情報公開については、行政に関しての国民の十分な理解や判断のためにも、従来より、その質・量両面での充実が求められてきている。

そのため、政府においては、行政改革委員会が1996（平成8）年12月16日に「情報公開法制の確立に関する意見」を取りまとめ、これを踏まえて、個々の請求に対し行政機関の保有する情報の開示等を定める「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」が第142回通常国会に提出された。また、政府が規制等を新設する際に事前に広く国民の意見、情報を聴く制度（いわゆるパブリックコメント制度）のあり方についての検討に着手することとしている。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第4章 新たな厚生行政の枠組みに向けて

##### 第3節 情報公開の推進

##### 2 情報公開と厚生行政

---

厚生省においても、これらの取組みを先取りする形で、様々な方法での情報公開を積極的に推進してきている。

特に、審議会については、「審議会等の透明化、見直し等について」（1995（平成7）年9月25日閣議決定）に基づき、行政処分を調査審議する審議会など一部を除き、ほとんどの審議会において、議事や議事録の公開を行っている。また、懇談会や検討会についても、「血液行政の在り方に関する懇談会」を始めとして、その多数が議事や議事録を公開している。

さらに、最近の情報化の進展に対応し、厚生省ホームページ（アドレス：<http://www.mhw.go.jp>）を開設し、審議会の議事録や報道発表資料などの厚生行政に関する最新の情報を掲載して、全国のどこからでも自由に接続し、これらの情報を得られるようにしている。また、施策の審議や検討の過程において国民の意見を反映させるため、一般に広く意見等を募集する取組みも行っている。1997（平成9）年度には、少子化、年金制度改革等について、審議や検討の素材やその際の参考となるよう、広く国民から意見等を募集したところであり、インターネット等を通じて多数の意見等が寄せられている。

今後とも、厚生省としては、これらの取組みを始めとして、一層の情報公開の充実に努めていくこととしている。

---